

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	松戸市 介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2	
①システムの名称	庁内共通連携基盤システム(宛名システム等と同義)
②システムの機能	<p>1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2 宛名情報等管理機能 庁内共通連携基盤システムにおいて宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3 中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>5 権限管理機能 庁内共通連携基盤システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、庁内共通連携基盤システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得や、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実施する。また、セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、庁内共通連携基盤システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化/符号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	<p>伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにおいて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
②システムの機能	<p>1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。</p> <p>2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (介護保険システム)</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の68の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条</p> <p>3 番号法第9条第2項</p> <p>4 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項</p>

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>1 別表第二における情報提供の根拠</p> <p>(1) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項)</p> <p>(2) 第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2の項)</p> <p>(3) 第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(3の項)</p> <p>(4) 第三欄(情報提供者)が「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(5の項)</p> <p>(5) 第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項)</p> <p>(6) 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)</p> <p>(7) 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> <p>(8) 第四欄(特定個人情報)に、併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報が含まれる項(17, 22, 43, 81, 88, 97, 106の項)</p> <p>(9) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条 第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条 第43条、第43条の2、第44条、第47条、第46条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>2 別表第二における情報照会の根拠</p> <p>(1) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって第二欄に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(93, 94の項)</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第46条、第47条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉長寿部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
その必要性	被保険者(介護保険法第9条)に対し、給付(同法第2条第1項)、保険料(同法第129条)、認定審査会(同法第14条)等に規定されている業務を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定するため。 2 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報 (1)資格の管理の際に、資格要件を確認するため。 (2)通知書等の送付先を確認するため。 (3)本人等への連絡等のため。 3 地方税関係情報 収入・所得等に応じて保険料の賦課等を行うため。 4 健康・医療関係情報 主治医の意見書等を必要とするため。 5 医療保険関係情報 医療保険関係情報により資格の確認、高額医療合算等を行うため。 6 障害者福祉関係情報 被保険者の適用除外の確認等を行うため。 7 生活保護・社会福祉関係情報 生活被保護者に対する保険料の賦課等を行うため。 8 介護・高齢者福祉関係情報 介護保険事務を行うため。 9 年金関係情報 年金から保険料の特別徴収等を行うため。 10 災害関係情報 保険料・利用料の軽減等を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	松戸市 福祉長寿部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (庁内連携共通基盤システム)	
③使用目的 ※	資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付などの介護保険事務の公平・公正・効率化のため	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、常盤平支所、小金支所、小金原支所、六実支所、馬橋支所、新松戸支所、矢切支所、東部支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 被保険者の資格管理 本人等の申請又は住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等を基に資格管理を行う。 2 保険料の賦課・徴収 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等を基に保険料の賦課・徴収を行う。 3 要介護(要支援)認定等 本人等の申請又は住民票関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、要介護(要支援)認定に関わる事務を行う。 4 保険給付 本人等の申請又は住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、保険給付を行う。
	情報の突合	1 被保険者の資格管理 被保険者の資格の確認のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報等の突合を行う。 2 保険料の賦課・徴収 保険料の賦課・決定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。 3 要介護(要支援)認定等 要介護(要支援)認定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報等の突合を行う。 4 保険給付 保険給付のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
介護保険システムの保守・運用		
①委託内容	介護保険システムが保有するデータ保守(データ加工、データ抽出)作業	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 富士通株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		
保険者事務共同処理業務		
①委託内容	介護保険法第176条に基づき介護保険事業の円滑な運営のため、本市は国保連合会に対して、共同処理業務に係る被保険者向け勸奨通知作成及び支給額計算等の事務を委託する。 なお、当該委託業務において個人番号を使用することは、「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 千葉県国民健康保険団体連合会		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他、松戸市情報セキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑥再委託事項	国保連合会の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力、バッチ処理の実行、バックアップデータの取得と保管、システム障害発生時の復旧支援作業、各種マスターメンテナンス、外字作成・登録等)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (32) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号 別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2に定める各事務
③提供する情報	番号法第19条第7号 別表第2に定める介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度
移転先1	地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	災害対策基本法に基づき、災害発生時などの避難に支援が必要となる者及び避難支援者を名簿に登録し、平常時・発災時での安否確認や避難支援を整備する事務
③移転する情報	介護保険被保険者関連情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者等
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (介護保険システム上のサブシステムから直接サーバ内の情報を参照)
⑦時期・頻度	業務内で必要な都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- 1 届出書及び印刷物における措置
特定個人情報が記載されている届出書及び印刷物は、施錠できるキャビネットに保管する。
- 2 介護保険システムにおける措置
介護保険システムサーバは庁内サーバ室内に設置しており、サーバ室への入室を厳重に管理する。
- 3 庁内共通連携基盤システムにおける措置
 - (1) 庁内共通連携基盤システムはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
 - (2) 特定個人情報は、データセンターのサーバ室に設置された庁内共通連携基盤システムのデータベースに保存され、バックアップもデータセンターのサーバ室に設置されたデータベース上に保存される。
- 4 中間サーバ・プラットフォームにおける措置
 - (1) 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
 - (2) 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 介護保険システム

<宛名情報>

宛名番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人)

現住所情報 電話番号

消除情報 世帯加入日 基礎年金番号 処理停止情報

外国人情報 転入元転出先情報 介護宛名履歴情報 送付先情報 口座情報 記事情報

<資格情報>

被保険者番号 宛名番号 被保険者資格区分

資格取得事由・年月日・届出年月日・届出場所

資格喪失事由・年月日・届出年月日・届出場所

資格異動事由・年月日・届出年月日・届出場所

1号該当日 証記載事項変更年月日 証記載事項変更事由

適用除外情報 他住所地特例情報 住所地特例情報 被保険者証情報

事業者情報 医療保険者情報 保険者情報 適用除外施設入所者情報 老人保健情報

<賦課情報>

被保険者番号 相当年度 有資格月 生保対象月 徴収区分

賦課額 減免額 保険料額 保険料ランク

賦課期日 賦課更正年月日 賦課異動年月日 賦課異動事由

減免事由 課税区分 税経過措置区分

合計所得金額 住民税所得割額 住民税均等割額 公的年金収入金額

通知書区分 通知書番号 通知書発行年月日

変更前徴収区分 変更前保険料ランク 変更前税区分 変更前減免事由 変更前賦課額 変更前減免額 変更前保険料

変更前合計所得

現年度賦課 賦課明細情報 保険料減免情報 徴収方法情報 生活保護情報 老齢福祉年金情報

賦課異動情報 要保護者情報 所得情報 住所地特例交換情報

<収納情報>

被保険者番号 賦課年度 相当年度

普徴期別 普徴完納区分 普徴過誤納区分 特徴期別 特徴完納区分 特徴過誤納区分 還付充当停止区分

徴収区分 期別 期月 期別調定額 期別収納額 期別過誤納額 滞繰調定額 滞繰収納額

納期限 督促納期 督促状発行日 督促通知書番号

時効予定日 時効中断事由 時効完成事由 過誤納発生区分 賦課更正事由 賦課更正年月日

収納明細情報 徴収猶予情報 還付充当情報 還付方法情報 返戻情報 不現住情報 口座振替情報 仮収納明細情報

口座振替情報 滞納処分情報 滞納者連絡先情報 交渉経過記事情報 分納管理情報 分納明細情報 訪問実績情報

<認定情報>

資格関連情報 申請・認定関連情報 認定調査関連情報 調査票情報 一次判定関連情報 主治医意見書関連情報

審査会関連情報

<受給者情報>

被保険者番号 受給申請開始年月日 受給資格開始年月日 証明書作成日 証明書番号

前住所地要介護引継 前保険者番号 前保険者名

最新受給者通番 最新給付制限管理通番 前申請通番 前認定通番

旧措置者認定証発行 旧措置者認定証発行日 標準認定証発行番号 標準認定証発行年月日

一割認定証発行番号 一割認定証発行年月日 医師依頼書発行番号 医師診断命令発行番号

最新利用者減免通番 最新標準減免通番 旧措置者状態 公費負担者番号 公費受給者番号

要介護申請認定情報 利用者負担減免情報 指定サービス種類情報 給付額減額記録管理情報

2号差止情報 支払方法変更情報 給付額減額情報 都減免情報 独自減免情報

<給付情報>

居宅サービス計画作成依頼届出情報

給付管理票受付情報 給付管理票受付明細情報 食事費用請求情報 審査済給付管理票情報

現物特定入所者サービス費情報 当月分給付実績情報 居宅サービス費請求情報 居宅サービス計画作成請求情報

施設サービス費請求情報 給付実績公費情報 償還払い支給申請情報 給付実績基本情報 給付実績明細情報

緊急時施設療養情報 特定診療費情報 食事費用情報 居宅サービス計画費情報 福祉用具購入費情報 住宅改修費情報

給付実績集計情報 新特定診療費情報 償還払い特定入所者サービス費情報 高額サービス費支給申請情報

高額サービス費支給明細情報 返戻等情報 償還払い一時差止情報 返戻等対象実績情報 給付費支払方法情報

受給者異動累積情報 共同処理用異動管理情報 受給者台帳対象者情報 生活保護境界層該当者情報

現物社会福祉法人軽減額情報 高額合算支給申請情報 自己負担額証明書申請情報 自己負担額証明書明細情報

高額合算計算結果基本情報 高額合算計算結果明細情報 旧措置者情報 認定申請関連情報 医療保険関連情報

認定調査情報 認定調査項目情報 一時判定結果情報 主治医情報 意見書項目情報 認定申請イメージ情報

認定審査会判定情報 認定審査会情報 受給認定情報 指定サービス情報 限度額情報 種類支給限度額情報

サービス計画作成依頼情報 給付制限情報

2 庁内共通連携基盤システム

介護保険システムの一部情報の副本

3 中間サーバ・プラットフォーム

介護保険システムの一部情報及び情報提供用個人識別符号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 本人又は代理人による対面、郵送 届出窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書)等の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。また、届出書をシステムへ入力後、異動届とシステム入力内容を照合し、確認を行う。 庁内基盤ネットワークシステム 庁内基盤ネットワークを経由した情報の入手に関しては、対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。 国保連との連携 国保連との情報のやりとりは、インターネットに接続しない専用回線を用いている。また、使用目的は明確であり、対象者以外の情報を入手・送付することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 介護保険システムにおける措置 庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えたひも付けが行われないように措置している。 既存住基システム(宛名管理機能)における措置 宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように番号利用事務以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務以外では個人番号は表示されない。 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1)個人番号利用事務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 (2)個人番号利用事務以外の業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないよう連携構築及びアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ol style="list-style-type: none"> 定められた方法により認証を行う。 ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。
その他の措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> アクセス権限の発効管理・失効管理を行う。 共用ユーザIDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 アクセス権限の失効時にはシステムの権限だけでなく、端末にログインするためのアカウントも停止させる。 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作処理記録を残す。 年に1回程度、記録事項に問題がないか点検を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	(富士通株式会社) 1 管理責任者等を含む人員、業務の管理体制を、あらかじめ文書で提出すること。 2 直接又は間接に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。 3 許可なしにデータを指示目的以外に使用又は第三者へ提供してはならない。 4 許可なしにデータを複写又は複製してはならない。 5 必要と認めるときは、委託先に対して業務の処理状況の調査及び報告を求めることができる。 (国保連合会) 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 漏えい事案が発生した場合の再委託先の責任の明確化 5 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は破棄 6 従業者に対する監督・教育 等を定めるとともに委託先が本市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	(富士通株式会社) 契約に基づき再委託等は禁止とし、業務の処理を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ事業者からの書面による申請の上、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでないと定めている。 (国保連合会) 原則として再委託は行わないが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むものとする。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 漏えい事案が発生した場合の再委託先の責任の明確化 5 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は破棄 6 従業者に対する監督・教育等 また再委託先が本市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 「機密情報の取扱いに関する覚書」を取り交す。 2 外部委託業者の選定に際しては松戸市情報セキュリティポリシー等に従い、各所属長が業者に対して個人情報保護管理体制が適切かどうかを適時確認する。 3 個人情報保護に関する規定、体制の整備、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、利用者の認証、許可、操作ログの記録を明確化し、業者の個人情報保護管理体制を確認した結果、基準に満たない業者とは委託契約を締結しない。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1. 番号法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。 2. 提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。	
その他の措置の内容	庁内共通連携基盤システムを利用した情報の提供・移転は全て記録を残しており、どのシステムから提供・移転の要求があったかまで記録される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク (1) 許可した提供・移転先のみデータを提供・移転する機能を整備し、厳格に管理する。 (2) 提供・移転に関する運用方法及び手続を明確に管理、周知する。 2 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 特定個人情報の入手は、権限を付与された者のみが行う。 (2) 特定個人情報の入手について、操作ログの確認・管理・点検を行う。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証受領後、情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (注2) 番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。 (2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、ID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基盤システムへの設定が行われたシステムのみが接続可能である。 (3) 通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムの接続は不可能であり、管理者のみが設定及びサーバにアクセスできる。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (注) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3) 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<p>1. 本市における物理的対策</p> <p>(1)届出書等については、施錠できるキャビネット等に保管する。</p> <p>(2)セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。</p> <p>(3)許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室を可能とする。</p> <p>(4)サーバ室内には生体認証設備と、監視カメラを設置する。</p> <p>(5)バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。</p> <p>(6)停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。</p> <p>2. 本市における技術的対策</p> <p>(1)コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行う。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行う。</p> <p>(2)不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 中間サーバ・プラットフォームにおける物理的措置</p> <p>(1)中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理を行う。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける技術的措置</p> <p>(1)中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>(2)中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>(3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	
8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1 事務における教育・啓発</p> <p>(1)介護保険システムの操作マニュアル、運用マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作時に特に注意をすべき点を記載する。</p> <p>2 本市における措置</p> <p>(1)情報セキュリティ研修に併せ、特定個人情報の取扱いについて研修を実施する。</p> <p>(2)松戸市情報セキュリティポリシーに準拠し、違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>(2)中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

10. その他のリスク対策

1 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

中間サーバ・プラットフォームを活用することにより統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松戸市総務部総務課情報公開担当室 松戸市根本387-5 電話番号047-366-7107
②請求方法	松戸市個人情報の保護に関する条例第10条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、窓口提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松戸市福祉長寿部介護保険課 松戸市根本387-5 電話番号047-366-7370
②対応方法	問合せ受付時に、その対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年11月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I-6②所属長	介護保険課長 大川 賢一	介護保険課長 中嶋 弘行	事後	
平成28年5月27日	I-1②事務の内容	—	「(5)保険者事務共同処理業務」を追記	事後	
平成28年6月30日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	—	「システム4」を追記	事後	
平成28年6月30日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	「委託事項2」を追記	事後	
平成28年6月30日	III-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	「国保連合会」に関する記述を追記	事後	
平成28年6月30日	I-4. 法令上の根拠	「3. 番号法第9条第2項 市が定める条例」	下記に変更 「3. 番号法第9条第2項」	事後	
平成28年6月30日	I-4. 法令上の根拠	無し	下記を追記 「4. 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項」	事後	
平成28年6月30日	III-7. 過去3年以内の重大事故の発生	発生あり	発生なし	事後	
平成29年7月31日	I-5②. 法令上の根拠	無し	下記を追記 「(2)第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2)」	事後	
平成29年7月31日	I-5②. 法令上の根拠	無し	下記を追記 「(3)第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(3)」	事後	

平成29年7月31日	I-5②. 法令上の根拠	無し	下記を追加 「(4)第三欄(情報提供者)が「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(5)」	事後	
平成29年7月31日	I-5②. 法令上の根拠	無し	下記を追加 「(5)第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81)」	事後	
平成29年7月31日	I-5②. 法令上の根拠	無し	下記を追加 「(6)第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120)」	事後	
平成29年7月31日	I-5②. 法令上の根拠	無し	下記を追加 「(7)第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項目(109)」	事後	
平成29年7月31日	I-5②. 法令上の根拠	(7)第四欄(特定個人情報)に、併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報が含まれる項(5, 17, 22, 43, 81, 88, 97, 106)	下記のとおり修正 「(8)第四欄(特定個人情報)に、併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報が含まれる項(17, 22, 43, 81, 88, 97, 106)」	事後	

平成29年7月31日	I-5②. 法令上の根拠	(8) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年 内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第53条	下記のとおり修正 「(9) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年 内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条」	事後	
令和1年6月27日	I-6②所属長	介護保険課長 中嶋 弘行	介護保険課長	事後	様式改正
令和2年7月10日	I-4. ②法令上の根拠	(9) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条	(9) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	見直し
令和2年7月10日	I-4. ②法令上の根拠	(1) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 117の項)	(1) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項)	事後	見直し
令和2年7月10日	提供・移転の有無	提供を行っている 29件	提供を行っている 32件	事後	見直し
令和3年7月26日	I-4. ②法令上の根拠	(9) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3	(9) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	見直し

<p>令和3年7月26日</p>	<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>委託事項2 保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務)</p> <p>①委託内容 介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、本市は国保連合会に対して、被保険者向け勧奨通知作成及び支給額計算の事務を委託する。 なお、当該委託業務において個人番号を使用することは、「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。</p>	<p>委託事項2 保険者事務共同処理業務</p> <p>①委託内容 介護保険法第176条に基づき介護保険事業の円滑な運営のため、本市は国保連合会に対して、共同処理業務に係る被保険者向け勧奨通知作成及び支給額計算等の事務を委託する。 なお、当該委託業務において個人番号を使用することは、「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。</p>	<p>事後</p>	<p>見直し</p>
------------------	-----------------------------	---	---	-----------	------------

(別紙1) 特定個人情報の提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
2	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
3	健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
4	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の4の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
5	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二の5の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
6	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
7	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の12の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
8	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の15の項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
9	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の17の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
10	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
11	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
12	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
13	社会福祉協議会	番号法第19条第7号 別表第二の30の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
14	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号 別表第二の33の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
15	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二の39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
16	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
17	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二の58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
18	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
19	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二の78の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
20	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号 別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
21	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
22	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の93の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
23	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第7号 別表第二の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
24	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第7号 別表第二の106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
25	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる医療の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
26	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度